

山口県報

平成 27 年
9月29日
(火曜日)

目 次

○告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課)

○教委告示

博物館に係る登録事項の変更登録



山口県告示第三百四十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「サーバ用カット紙プリンタ」を「県庁舎等構内交換電話設備 サーバ用カット紙プリンタ」に改める。

山口県教育委員会告示第三号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をした。

平成二十七年九月二十九日

山口県教育委員会

一 名称

毛利博物館

二 所在地

防府市多々良一丁目一五番一号

三 設置者

財団法人防府毛利報公会

四 変更の内容

設置者を公益財団法人毛利報公会とする。

五 変更登録の年月日

平成二十四年四月一日

一 名称

財団法人岩国美術館

二 所在地

岩国市横山二丁目一〇番一七号

三 設置者

財団法人岩国美術館

四 変更の内容

名称を公益財団法人岩国美術館とする。

設置者を公益財団法人岩国美術館とする。

五 変更登録の年月日

平成二十四年十月一日

平成二十七年九月二十九日印刷
平成二十七年九月二十九日発行

発行人所

山口県知事

一	名称 萩陶芸美術館				
二	所在地 萩市大字椿東四二六番地の一				
三	設置者 財団法人萩陶芸美術館				
四	変更の内容 名称を公益財団法人萩陶芸美術館・吉賀大眉記念館とする。 設置者を公益財団法人萩陶芸美術館・吉賀大眉記念館とする。				
五	変更登録の年月日 平成二十四年十一月一日				
一	名称 吉川史料館				
二	所在地 岩国市横山二丁目七番三号				
三	設置者 財団法人吉川報効会				
四	変更の内容 設置者を公益財団法人吉川報効会とする。				
五	変更登録の年月日 平成二十五年四月一日				
一	名称 財団法人香山文芸館				
二	所在地 山口市水の上町五番二七号				
三	設置者 財団法人香山文芸館				
四	変更の内容 名称を公益財団法人のむら美術館とする。 設置者を公益財団法人のむら美術館とする。				

五	変更登録の年月日 平成二十五年五月一日				
一	名称 財団法人熊谷美術館				
二	所在地 萩市今魚店町四七番地				
三	設置者 財団法人熊谷美術館				
四	変更の内容 名称を公益財団法人熊谷美術館とする。 設置者を公益財団法人熊谷美術館とする。				
五	変更登録の年月日 平成二十七年四月二十七日				